

社会福祉法人九曜会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人九曜会の役員等の報酬に関して定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員、監事ならびに評議員選任・解任委員をいう。

- 2 この規程でいう苦情解決第三者委員は、法人との利害関係のないものをいう。
- 3 この規程でいう倫理委員は、法人の倫理に関する業務に携わるものをいう。

(報酬の支払い方法等)

第3条 役員報酬の支払い方法は、九曜会職員給与規定に準ずるものとし、勤務の実態に即して支払うものとする。

- 2 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を辞任したとき、あるいは死亡したときの当月の報酬は職員と同様に給与規程に準じて支給する。
- 3 役員報酬は法人の本部会計から支出する。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、収支予算の3.0%を基準として別表1の月額報酬額を支給する。

- 2 賞与は別表1に基づき支給する。
- 3 管理者（施設長）などの役職を兼務する役員の報酬は支給しないものとする。
- 4 常勤役員の報酬月額の上限は700,000円とする。

(退職金)

第5条 役員が勤務した年数に応じて退職金を支給する。役員の退職金は千葉県社会福祉事業共助会に加入する。

(理事会及び評議員会等の出席)

第6条 役員（常務理事や施設長兼務役員は除く）が理事会、評議員会ならびに評議員選任・解任委員会に出席したときや法人業務に従事した場合、別表2により実費弁償費・報酬を支払うことができる。ただし、同一日開催された各委員会に出席したときは、重複して報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 苦情解決第三者委員として、苦情解決の業務にあたった場合には、別表2により実費弁償費・報酬を支払うことができる。倫理委員としての業務についても同様と

する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員ならびに苦情解決第三者委員・倫理委員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 4 旅費は事情を考慮して、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(規程の改定)

第7条 本規程の改定については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年11月1日より適用する。

この規程は、平成19年5月20日より適用する。

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

— 改正 —

この規程は、平成28年11月1日より適用する。

この規程は、平成29年3月27日に改定し、平成29年3月1日より適用する。

別表 1 常勤役員報酬の支給月額表（第4条）

役職名	報酬の月額
報酬月額1（就任時）	500,000円
報酬月額2	550,000円
報酬月額3	600,000円
報酬月額4	650,000円
役員報酬上限額	700,000円
賞与の支給	夏季・冬季とも月額1カ月

※ 法人施設の管理職などの職員から法人役員に専任で就任をした場合には、職員給与の基本給の近似する上限の月額を運用する。

※ 役員改選に伴い、役員を重任した場合、評議員会において、役員報酬月額を上記の支給月額表より決定するものとする。

非常勤役員報酬の支給月額

役職名	報酬の月額
非常勤勤務・週1回	200,000円
非常勤勤務・週2回	250,000円
非常勤勤務・週3回	300,000円
非常勤勤務・週4回	400,000円
賞与の支給	夏季・冬季とも月額1カ月

別表 2 役員会等出席報酬（第6条）

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬（理事）	7,000円	3,000円
理事会出席報酬（監事）	7,000円	3,000円
評議員会出席報酬	7,000円	3,000円
役員等が法人業務に従事の時	7,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	7,000円	3,000円
第三者委員 倫理委員 その他法人業務に協力時	2,000円	3,000円

別表 3 役員等の旅費

旅費	宿泊費	報酬（1日）	その他
----	-----	--------	-----

実費	15,000円	5,000円	実費
----	---------	--------	----